

平成30年度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会環境部会

目 次

重点要望事項

- 1 地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実 …………… 1
- 2 横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進 …………… 3
- 3 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への
財政支援等の充実 …………… 8
- 4 拡大生産者責任の強化 ……………10
- 5 緑の保全に対する施策の充実 ……………12
- 6 流域下水道事業の促進と財政援助 ……………14
- 7 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への
財政支援等の充実 ……………16
- 8 大規模災害の発生、施設更新時期の集中に対応した
廃棄物の広域処理体制の構築 ……………18
- 9 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等 ……20

一般要望事項

| | | |
|----|--|----|
| 1 | 放射線及び放射性物質への対応 | 21 |
| 2 | アスベスト対策の強化 | 22 |
| 3 | ダイオキシン類対策の積極的推進 | 24 |
| 4 | 都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備及び維持管理の充実 | 25 |
| 5 | 清流復活事業の推進 | 26 |
| 6 | 玉川上水等環境整備の推進 | 27 |
| 7 | 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等 | 29 |
| 8 | ペット火葬場及びペット霊園の規制 | 30 |
| 9 | 生物多様性の保全推進に向けた取組の支援 | 32 |
| 10 | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ 効果的に運用するための支援の充実 | 34 |
| 11 | 農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導體制の強化 | 36 |
| 12 | 土地取引に係る土壌汚染の重要事項に関する 問合せへの窓口対応の統一 | 37 |
| 13 | 傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応 | 38 |

要望先局別一覧

重点要望

| 局 | 番号 | 要 望 事 項 | 共管 部会 | 頁 | 複数局 要望 |
|--------------|----|--------------------------------------|----------|----|-----------|
| 環境局 | 1 | 地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実 | | 1 | |
| | 2 | 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進 | 建設 | 3 | ○ |
| | 3 | 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実 | 建設 | 8 | ○ |
| | 4 | 拡大生産者責任の強化 | | 10 | |
| | 5 | 緑の保全に対する施策の充実 | 建設 | 12 | ○ |
| | 6 | 流域下水道事業の促進と財政援助 | 建設 | 14 | ○ |
| | 7 | 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実 | | 16 | |
| | 8 | 大規模災害の発生、施設更新時期の集中に対応した廃棄物の広域処理体制の構築 | | 18 | |
| | 9 | 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等 | | 20 | |
| 下水道局 | 6 | 流域下水道事業の促進と財政援助 | 建設 | 14 | ○ |
| 流域下水道 本 部 | 6 | 流域下水道事業の促進と財政援助 | 建設 | 14 | ○ |

要望先局別一覧

一般要望

| 局 | 番号 | 要 望 事 項 | 共管 部会 | 頁 | 複数局 要望 |
|------|----|--|----------|----|-----------|
| 環境局 | 1 | 放射線及び放射性物質への対応 | 厚生 建設 | 21 | ○ |
| | 2 | アスベスト対策の強化 | 厚生 建設 | 22 | ○ |
| | 3 | ダイオキシン類対策の積極的推進 | | 24 | |
| | 4 | 都立公園および緑地（緑道）等の拡充整備及び維持管理の充実 | 建設 | 25 | ○ |
| | 5 | 清流復活事業の推進 | 建設 | 26 | ○ |
| | 6 | 玉川上水等環境整備の推進 | 建設 | 27 | ○ |
| | 7 | 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等 | 建設 | 29 | ○ |
| | 8 | ペット火葬場及びペット霊園の規制 | 建設 | 30 | ○ |
| | 9 | 生物多様性の保全推進に向けた取組の支援 | | 32 | |
| | 10 | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実 | | 34 | |
| | 11 | 農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化 | 建設 | 36 | ○ |
| | 12 | 土地取引に係る土壌汚染の重要事項に関する問合せへの窓口対応の統一 | 建設 | 37 | ○ |
| | 13 | 傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応 | | 38 | |
| 水道局 | 6 | 玉川上水等環境整備の推進 | 建設 | 27 | ○ |
| | 7 | 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等 | 建設 | 29 | ○ |
| 下水道局 | 7 | 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等 | 建設 | 29 | ○ |

重 点 要 望

(要 旨)

環境保全を目的とした地下水、土壌、大気等の汚染対策として、各種調査体制の一層の充実のほか、原因究明と解決策、技術支援と情報の共有化、そして財政支援を講じられたい。

(説 明)

環境保全の取組としては、現状把握に努めた上で、その変化を読み取り、迅速に対応することが重要である。加えて、市民の健康を確保する意味においても、一般環境大気、道路交通騒音・振動及び水質等の継続的な監視・調査が必要である。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 調査・対策支援の充実

(1) 市が行っている地下水、土壌、一般環境大気、道路交通騒音・振動、水質等の調査及び汚染対策については、市の負担のみでは必要十分な調査・対策を実施することが困難となっている。加えて、自動車騒音測定（常時監視）等の権限移譲に伴う事務経費も市の負担となっているため、十分な財政支援を講じられたい。また、不法投棄等も土壌汚染の原因となることから、その相談に応じる等の対応をとられたい。

(2) 市に寄せられる多種多様な公害に関する相談に対応するため、現在都が行っている研修や実務説明会に加え、より一層の専門的な技術支援の充実、中堅職員を対象とした困難事例研修、個別具体的な案件への実務的な相談対応などを行われたい。

2 地下水の広域的汚染対策の充実

地下水の汚染を広範囲に拡散させないためには、早期の発見と対策が不可欠であるが、これまでの国や都などによる調査において、テトラクロロエチレン等の有害物質の環境基準超過地点が多く見られるなど、汚染が継続している状況が明らかとなっている。また、都では「新たな汚染が見つかった場合には、汚染井戸周辺地区調査を実施する」としているが、調査のみでは根本的な解決に至らない。

については、地下水実態調査をより細かく実施するよう地点数の拡大とともに、地下水脈流調査を含め、蓄積された調査データを活用した総合的かつ広域的視点から汚染実態の究明及びその解決に努め、一層の対策を講じられたい。

3 大気汚染対策の強化

- (1) 健康への悪影響が懸念されているPM2.5について、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講ずるとともに、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組みなどの調査研究、シミュレーション等を継続し、都内の実態解明を進め、汚染対策を講じられたい。また、越境大気汚染対策として、諸外国に対して汚染物質の排出抑制対策の強化を働きかけるよう国に要請されたい。
- (2) 窒素酸化物やVOCは、光化学オキシダント発生の一因と言われている。大気汚染に関する監視・測定において、窒素酸化物の濃度は、一般環境大気測定結果で、環境基準を達成し減少傾向にあり、VOCの対策については、都の主導により排出抑制のための取組が行われている。

しかし、光化学オキシダントの濃度は、多摩地域の一般環境大気測定で、17か所全ての測定局で環境基準を達成していない状況にある。

このような状況から、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明とその対策を講じられたい。

また、VOC排出抑制のため、排出規制の対象とならない事業者が自主的に取り組んでいくように、より一層の施策の推進を図られたい。
- (3) 低公害車等の普及を促進させるために、公共施設等に設置する電気自動車急速充電設備に対する補助金を復活されたい。

| | | |
|------|---------------------------|---------------------|
| 要望事項 | 2 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進 | 要望先 都市整備局 環境局 |
|------|---------------------------|---------------------|

(要 旨)

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等にかかる援助、多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進、航空機騒音調査・騒音対策の充実並びに生活環境整備等の施策を講じられたい。

(説 明)

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等にかかる援助施策

横田基地は、既成市街地の中にあつて、複数の自治体に跨るほど広大な面積を占めているため、基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境の面でこれまで様々な影響を受けてきている。

また、在日米軍再編や航空自衛隊航空総隊司令部移転に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。

については、都において、基地対策の一環として基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層努めるとともに、基地周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努められたい。

2 航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転

航空自衛隊航空総隊司令部の運用に際しては、周辺住民の不安及び基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、適時、適切な情報提供に努めるとともに、基地機能を強化しないよう国に対し働きかけられたい。

3 垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地配備への対応

平成 27 年 5 月、米国政府より日本国政府に対し、33 年までに計 10 機の CV-22 オスプレイが横田基地に配備されるとの接受国通報がなされ、29 年 3 月には、最初の 3 機が 2020 米会計年度に配備される計画が公表された。また、28 年 12 月に沖縄県で MV-22 オスプレイが不時着水した重大な事故もあった。このため、オスプレイの配備に関し、市民の中に騒音や安全に対する懸念の声が高まっている。

このような状況にあることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

4 航空機等の臨時的な飛来への対応

26年7月19日の横田基地への飛来以降、詳細な情報提供がないまま、その後も度々、MV-22 オスプレイが飛来している。また、28年1月20日から25日にかけて、ステルス戦闘機F-22等が20機横田基地に飛来し、28年7月30日から8月5日にかけては、F-16 戦闘機が飛来した。このような飛来には、米軍等から基地周辺自治体への事前予告はなく、飛来当日に情報提供があったのみであり、飛来目的等も明確にされていない。

このような状況にあることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

5 住民の安全確保のための対策

- (1) 横田基地所属の航空機については、過去にC-130 輸送機による部品紛失事故が度々発生し、更に28年2月、4月、10月と短期間のうちに3度にわたりUH-1 ヘリコプターが予防着陸を行う事態が生じている。また、29年3月には、飛来したC-5 輸送機の計器に異常が確認され緊急着陸を行う事態が生じ、同じく、直近では29年6月16日にC-5 輸送機の左翼上部パネルが落下する事故が起きている。航空機事故は人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。ついては、事故の経緯を明らかにし、原因究明を行い、再発防止を図るよう国に対し働きかけられたい。また、航空機の点検整備を強化し、安全確保の徹底を図るとともに、安全性が確認できるまではこれらの運用を停止するよう国に対し働きかけられたい。
- (2) 厚木基地は都外に所在していることから、特に部品落下等の事故や航空機等の配備については、市に情報が到達するまでに時間がかかっているため、都においては、積極的な情報収集、情報提供に努められたい。
- (3) 市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事につながりかねないため、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、22時から6時までの夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。また、横田基地において、土曜日、日曜日、日本の国民の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行は行わないよう国及び米国に要望されたい。
- (4) 横田基地についての運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう国に対し要望されたい。

6 多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進

多摩サービス補助施設は、米軍のゴルフ場やキャンプ等野外レクリエーション施設として利用されている。永年にわたり地元としては、全面返還を求めてきたところであるが、未だ実現には至らず、施設の一部利用が認められているものの、ごく限られたものとなっている。については、課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- (1) 同施設返還に向けた取組を強化されたい。
- (2) 返還までの当面の対応として、利用の要件緩和と米軍との更なる共同利用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。
- (3) 返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備等、地元市の要望を踏まえて、国と十分に協議されたい。

7 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

- (1) 都内及び周辺基地に配備されている自衛隊機及び米軍機について、航空法又は日米合同委員会合意で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、厳守すること及び飛行高度等の飛行方法についての見直しを国に対し要望されたい。また、高度測定等実態調査の実施を国に対し要望されたい。
- (2) 基地の航空機騒音について、騒音の全容把握と課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。
 - ① 航空機離発着コース直下の自治体において、都は固定調査・分布調査により騒音の実態調査を行っているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、飛行コース以外の飛行差控え、飛行コース以外を通過した場合の情報提供や飛行直下の騒音が大きい場所での騒音測定の拡充を国に対し要望されたい。また、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握に、より一層努めるとともに、航空機騒音に係る環境基準を遵守するために、航空機騒音軽減措置を施すことを国に対し要望されたい。
 - ② 25年4月から、航空機騒音にかかる環境基準が、W E C P N LからL d e nに変更されたことにより、騒音測定に関する機器の購入及びリース料金、委託経費等、関係市には新たな費用負担が生じている。さらに、L d e nによる評価は「地上騒音」もその対象となることから、離着陸に伴うエンジン音とエンジンテストの音の判別などが必要となり、職員の業務量も増加している。今後もこのような負担が引き続き見込まれることから、財政支援を国に要請されたい。都においても、市町村が実施する騒音測定にかかる各種助成制度を創設するとともに、航空機騒音に関する苦情処理に対して助成措置等を講ずることを国に対し要望されたい。

また、騒音レベルはこれまでと変わらないものの、評価値に影響が出ている場所がある。特に飛行コース直下においては、W E C P N L の評価値と L d e n の評価値で大きな差が確認されているため、その評価の違いを検証するよう、国に対し要請されたい。

- ③ 厚木及び入間飛行場周辺地域では、航空機による騒音が常態化している。については、通常コース以外の旋回飛行等を含めた飛行実態を十分に把握し、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。
- ④ 航空機騒音の評価・測定は都や関係市町村が実施しているが、その測定方法、情報公開の方法などにばらつきがみられることから、都が中心になり、研修会などを開催するとともに、評価・測定に係る助言を行うよう努められたい。
- ⑤ 26年11月に、立川飛行場周辺が環境基準を適用する地域として設定され、都による固定調査・分布調査が開始されたが、騒音測定結果等、環境基準の達成状況について情報提供等を適宜実施されたい。
- ⑥ 市街地の中心に存在する立川飛行場及び朝霞駐屯地について、ヘリコプターの基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減や編隊飛行は極力行わないこと、できるだけ高度飛行を心がけることを国に要請されたい。
- ⑦ 厚木基地から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が、29年後半に開始される見込みであるが、多摩地域の航空機騒音の一因となっていることから、移駐及び岩国飛行場の施設整備を着実に実施するとともに、それらの進捗状況に関する詳細な情報提供を国に要請されたい。
- ⑧ 2020 米会計年度より横田基地に配備予定の C V-22 オスプレイは、飛行時に低周波音を発生するとの報道がなされている。よって、通常の航空機騒音測定のみならず、低周波音の測定も併せて行えるよう体制を構築されたい。

8 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、国防政策上の対策であるという観点に立ち、以下の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。

- (1) 特に、ヘリコプターを含む航空機の排ガスによる環境汚染調査を実施されたい。また、航空機騒音等による基地周辺住民の健康調査を実施し、実態の把握をされたい。
- (2) 飛行コース以外にも旋回、飛行していることから、住宅防音工事区域を拡大するとともに、区域指定告示後の新築家屋及び改造家屋についても住宅防音工

事の対象となるよう要望されたい。

- (3) 米兵及び軍属による事件や事故の再発防止と綱紀肅正の強化について、都は各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

| | | |
|------|-----------------------------------|---------------------------|
| 要望事項 | 3 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実 | 要望先 環 境 局 産 業 労 働 局 |
|------|-----------------------------------|---------------------------|

(要 旨)

多摩地域における安定的で持続的なごみ処理を可能とするため、廃棄物処理施設等の整備に係る交付金制度の拡大及び充実について、都は国に対して要請されたい。

また、都においては、災害時等の緊急事態や施設の更新・新設等に伴う廃棄物処理の広域的な相互支援に対する財政支援、廃棄物系バイオマスを活用した再資源化事業等に係る財政支援等を行われたい。

(説 明)

1 循環型社会形成推進交付金の拡充について

廃棄物処理施設等を新設、更新する際は、管理棟、搬入道路及び余熱利用施設などの周辺環境整備等の建設事業費が必要であるが、国の交付金の対象とはされていない。また、再資源化施設の大規模改修についても、基幹的設備改良事業の対象とされていないことから、その財政負担は非常に大きくなる。

これらの課題を踏まえ、次のとおり循環型社会形成推進交付金制度の拡充について、特段の措置を講じるよう国へ要請されたい。

(1) 交付率の引上げ

循環型社会形成推進交付金において、現在、交付率が 1/3 の事業について、全て 1/2 へ引き上げること。

(2) 交付対象の拡大

- ① 一般廃棄物処理施設の新設、増設に伴う付帯設備及び、施設周辺環境整備事業に係る経費
- ② 一般廃棄物処理施設の安定稼働に必要な主要設備の補修・更新費、延命化のための機能回復事業に係る経費
- ③ 一般廃棄物処理施設の統廃合等により廃止される焼却施設の解体費（解体跡地の条件緩和）及びマテリアルリサイクル推進施設など一般廃棄物処理施設全般の解体費
- ④ 大規模災害に備えた廃棄物処理施設の強靱化（防災拠点化も含む）に伴う施設整備に係る経費
- ⑤ 再資源化施設（容器包装リサイクルの中間処理施設を含む）、粗大ごみ処理施設等の基幹的設備改良事業に係る経費

2 広域支援及び災害支援等に係る財政支援について

日々排出される廃棄物を適正かつ安定的に処理し、清潔で快適な環境を維持していくことは、法に定められた自治体の責務である。処理施設の更新時等においても、廃棄物処理を滞らせることなく維持することは絶対条件であることから、処理施設の稼働停止期間においては、自治体間での委託契約等による広域支援が不可欠となり、多額の財政負担が生じる。また、大規模災害に備えた広域的な体制整備や災害発生時における廃棄物処理支援については、都の主導的な役割が肝要となる。

については、広域支援に係る処理経費の軽減が図られるよう、補助制度等の創設をするとともに、災害支援等に係る更なる支援を行われたい。

3 再資源化事業等に係る財政支援について

地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出量削減は、環境負荷の低減及び環境保全に資する重要課題であり、剪定枝・間伐材等の廃棄物系バイオマスの利活用による再生資源の利用促進は、二酸化炭素の削減及び循環型社会の形成に大きく寄与するものである。

については、廃棄物系バイオマスを利活用した再資源化事業等の推進が図られるよう、再資源化施設の整備及び再生資源の利用促進について、都において財政支援及び情報提供など必要な措置を講じられたい。

(要 旨)

生産者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方にに基づき、EPR（生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大、市町村に対する財政支援等の措置を講じられたい。

(説 明)

1 EPR（生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

容器包装プラスチックや小型家電などを対象とした各種リサイクル法では、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る住民への周知啓発等に要する費用が市町村の負担となっているため、各市町村の財政を圧迫している。

水銀に関する水俣条約の発効後には、これまで資源物として輸出している水銀について、国内での、最終処分場の確保・整備が必要となる可能性が生じ、現状ではそのコストを収集側である市町村のみが負担することとなりかねない。

また、蛍光管や乾電池など有害物質を含むものが不法投棄された場合、製造・販売事業者等には何の義務も課されない一方、その処理責任は市町村に課せられている。

さらに、パソコン回収においては、資源有効利用促進法に基づく一部有償のパソコン回収に加え、平成 25 年 4 月から施行された小型家電リサイクル法での無償パソコン回収も行われ、製造事業者の回収再資源化料金等をめぐって消費者に誤解や不満を生じさせている。

これらの問題については、循環型社会形成推進基本法において、本来、事業者にもその責務が課されているが、拡大生産者責任にかかる具体的な仕組みを構築・改善する法整備等が進んでいない状況にある。

そこで、商品及び容器包装等について、製造・販売事業者等に対して市町村の分別処理等に依存することなく、廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用とを義務付け、具体的手法等を明記する、いわゆる EPR（生産者責任）法の整備を国に要請されたい。

2 鋭利な在宅医療廃棄物の適正処理の推進

感染症の危険がある使用済み注射針等の在宅医療廃棄物については、多摩地域全域で薬局回収を行っているが、十分とはいえず普通ごみ、資源物への混入はあとを立たない状況である。収集後の手選別作業中においても、針刺し事故が発生した事例もあり、円滑な再資源化に支障をきたしている。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、旅行者等が増加することに伴い、注射器等の在宅医療廃棄物の排出が課題となるケースも想定され、一定のルールづくりが必要となる。

これらのことから、生産者である製薬メーカーが薬剤師会等と連携し、排出者への周知を徹底し、回収する仕組みづくり、旅行者等からの排出に対応するための体制づくりについて、国や製薬メーカーに積極的に働きかけられたい。また、都薬剤師会にも新たなルールづくりに積極的に関与するよう働きかけられたい。

| | | |
|------|-----------------|-------------------------|
| 要望事項 | 5 緑の保全に対する施策の充実 | 都市整備局 要望先 環境局 建設局 |
|------|-----------------|-------------------------|

(要 旨)

平成 22 年 5 月に示された「緑確保の総合的な方針」の中にあるとおり、都市の緑として重要な機能を担っている民有地の緑の保全には困難が伴う。

多摩地域に残されている貴重な緑（緑地・森林）を保全するため、次の事項について、引き続き積極的な措置を講じられたい。

(説 明)

1 自然保護条例による保全地域

- (1) 多摩地域には、市街地に近接した多様な生物が生息する貴重な自然環境である谷戸、湧水、雑木林、多摩川沿いなどの河川段丘崖に見られる樹林が一体化しているエリアがある。これらのエリアは、里山として人々の生活に密着した歴史的・文化的に貴重な存在であるとともに、都市のエコロジカルネットワークの向上など、多様な機能を有しているが、近年では減少傾向にあることから、積極的に保全地域として指定されたい。
- (2) 緑地の保全は、地球温暖化対策としての二酸化炭素吸収源、防災機能及び広域的な都民の憩いの場として重要であることから、市町村の条例等により保存樹林などに指定し保全に努めているところであるが、近年では減少傾向にあることから、より一層施策を推進するため、財政措置の充実強化を図られたい。

2 特別緑地保全地区

- (1) 都が、26 年 12 月に策定した「東京都長期ビジョン」に掲げた特別緑地保全地区の指定拡大推進のため、特別緑地保全地区指定促進補助金について、一市町村一地区という制限を撤廃し、継続的な制度として今後も財源措置を講じられたい。
- (2) 特別緑地保全地区は、農地や屋敷林、丘陵部の樹林地等を民有地のまま保全するという公民協働による施策として、積極的に活用すべき制度である。指定された土地所有者からの買取り申出があった場合は、自治体がい取り、公有地化する必要があるが、その時期は所有者の事情に左右されることから、機動的な買取りが可能となるような支援制度の創設を検討されたい。
- (3) 特別緑地保全地区の指定の促進のため、更なる税制優遇措置や買収に係る財政支援の拡充を、国に対し引き続き要望されたい。

3 都市計画公園・緑地等

都市計画決定された街区公園、特殊公園等の整備事業については、自治体の財政負担が伴うことから、今後とも積極的な用地買収等の整備促進を図るため、都補助の更なる予算拡充を図ること。また、公有地化後に必要となる維持管理費用等を対象とする補助制度の創設のほか、公園の維持管理の負担軽減を図るための管理手法の構築など、新たな支援策を検討されたい。

4 景観法に基づく良好な景観の維持

景観法に規定する景観計画に基づき、都と市町村が協力して行うべき都の管理する公共施設（道路、河川、公園等）とその周辺の景観形成事業については、都の支援策を講じられたい。

| | | |
|------|-------------------|------------------------------|
| 要望事項 | 6 流域下水道事業の促進と財政援助 | 都市整備局 要望先 下水道局 流域下水道本部 |
|------|-------------------|------------------------------|

(要 旨)

下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。ついては、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 流域下水道事業建設負担金の財源として流域下水道事業債を起債しているが、昨今の金利情勢に比べ著しく高金利の残債があり、利子償還の負担は下水道財政を圧迫している。公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成19年度から24年度まで実施されたところであるが、制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 流域下水道事業は、事業の進捗に伴って建設に要する経費の一部を関係市が負担しており、各市財政にとって大きな負担となっている。流域下水道事業は処理区域が複数市にわたり、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものであり、広域の見地から施策を推進する必要があることから、これまでの負担ルールを見直すなど、流域下水道事業にかかる市の財政負担の縮減を図られたい。
- 3 閉鎖性水域の水質保全のための下水の高度処理及び流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。

関係市において下水道使用料収入の減少傾向が見込まれるなかで、維持管理負担金については下水道行政に大きく影響していることから、現状の負担金単価を維持するように効率的な維持管理を図られたい。

また、特に汚水排除の出所特定ができない不明水の処理にあたっては、広域の見地から、都においても引き続き積極的な対策を図られるとともに、流域下水道管きょにおける不明水侵入も考えられることから、その処理経費については都においても負担されたい。

- 4 局地的集中豪雨等による浸水被害は今後も増加が予想されることから、浸水被害を未然に防ぎ、住民の安全で安心な生活を確保するために、雨水管の整備が望まれている。その処理区域が複数市にわたるものにあつては、広域事業であること、また、効率的な運営を行う必要があることから、流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備に努められたい。併せて、市の雨水対策に対する技術

支援と、市の公共下水道と都の流域下水道が一体となって、事業費の縮減と効果の早期発現に配慮した雨水対策を進められたい。

- 5 単独処理区の流域下水道への編入は、東京湾の水質改善と多摩地域の高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることを目的としており、広域的見地から施策を推進することが重要である。

この編入には諸課題の解決や多大な経費が必要となることから、技術支援及び確実な財政支援を図られたい。

| | | |
|------|--|-----------|
| 要望事項 | 7 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実 | 要望先 環 境 局 |
|------|--|-----------|

(要 旨)

国際的な地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定が先の平成 28 年 11 月 4 日に発効され、国も国連に批准書を提出した。国際的な地球温暖化対策の動きが加速するなか、国が掲げる温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減する目標の達成に向け、地球温暖化対策を更に推進するためには、国が策定した地球温暖化対策計画にも示されているとおり、自治体が地域の特性に応じた対策に率先して取り組むとともに、各家庭でも取り組むことが必要である。ついては、市区町村が推進する省エネルギー・新エネルギー対策に対する一層の財政支援等の充実を図られたい。

(説 明)

1 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」を推進するとともに、「東京都長期ビジョン」及び「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる「スマートエネルギー都市」を実現するには、都の施策に加え、各市区町村が展開する地域特性に応じた省エネルギー・新エネルギー対策を更に充実・促進させていくことが必要である。

そこで、家庭における省エネルギー設備等の補助等、市区町村が独自の地球温暖化対策を進めるため、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」について、各市の実情に合った取組に対して、市町村からの相談により条件の緩和等柔軟な支援ができるよう制度の見直しを検討されたい。

また、市民レベルでの地球温暖化対策充実のため、省エネルギー設備導入、再生可能エネルギー導入等への直接補助又は間接補助の充実を図るよう国に財政支援の復活を働きかけられたい。

都は、「熱は熱で 太陽熱で」キャンペーンを実施し、太陽熱エネルギーの利用促進に努めている。一方、事業者を対象とした「集合住宅用太陽熱導入促進事業」は、27 年度で終了した。都が進める太陽熱利用を市町村において積極的に推進するため、太陽熱に関する情報提供を行われたい。

さらに、都では東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会での水素エネルギーの活用と 2020 年以降の普及拡大を図るため、水素ステーションの整備をはじめとした政策目標と具体的な取組を掲げているが、とりわけ水素ステーシ

ョンについては多摩地域において八王子市の1か所にとどまるなど、その設置が進んでいない状況にある。そのため、低炭素社会の実現に向けて期待される次世代エネルギーである水素の普及を図るため、多摩地域における水素ステーションと燃料電池自動車の普及拡大のための導入支援事業の継続と支援額の充実、更に水素ステーション開設後の維持管理費用を支援するための事業の更なる充実や、都有地等を利活用できる仕組みづくりなど、都が中心となり水素ステーションの設置促進に一層取り組まれない。

2 市町村が推奨する次の事業等に対して、積極的かつ継続的な財政及び技術支援と情報提供を行われたい。

- (1) LED等による照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等による建築物の省エネルギー性能を高める事業
- (2) 太陽光発電・太陽熱利用、風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの活用のための普及事業及び燃料電池等の設備導入
- (3) ヒートアイランド現象防止や夏期の省エネに効果が高いとされている屋上・壁面緑化等の緑化事業

| | | |
|------|--|-----------|
| 要望事項 | 8 大規模災害の発生、施設更新時期の集中に対応した廃棄物の広域処理体制の構築 | 要望先 環 境 局 |
|------|--|-----------|

(要 旨)

大規模災害の発生時における災害廃棄物については、市区町村等の行政区域を越えた中間処理、最終処分が想定されるため、災害時に備え、多摩地域の市町村として、広域的な中間処理及び最終処分の体制を早急に構築する必要がある。

また、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の、更新時における安定処理体制の確保も広域的かつ重要な課題である。

これらの課題を踏まえ、都内で発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実現に必要な、多摩地域全体を包括的に捉えた広域処理体制やルール構築、施設更新に伴う課題の検討について、財政支援及び技術支援を講じられたい。

(説 明)

1 市町村における個別計画策定の支援

災害廃棄物の広域処理体制構築の前提となる各市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定について、自治体の状況に応じた技術支援を行うこと。

2 広域処理体制の整備

多摩地域の市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築及び特別区を含めた都内での選別等中間処理のルール化について、技術支援及び財政支援を行うこと。

3 最終処分についてのルール化

災害廃棄物の処理で発生した焼却灰及び不燃物等の多摩地域での最終処分について、東京たま広域資源循環組合及び西秋川衛生組合の最終処分場への搬入等に係るルールの共通化について技術支援及び財政支援を行うこと。

4 特別区等・都との連携体制の整備について

多摩地域内や特別区の区域内での中間処理が不可能な場合の備えとして、都内での迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実現に向けた多摩地域と特別区等との相互応援協定の締結や、多摩地域内の市町村から都への事務委託の方法やそのルール化に係る具体的な検討についての技術支援及び財政支援を行うこと。

5 共同研究の体制構築

今後多摩地域において、多くの廃棄物処理施設がほぼ同時期に更新を迎えるにあたり、廃棄物の安定的な処理を維持しつつ、広域的な廃棄物処理体制の構築に向

けた調整を行うため、エネルギーの回収効率の向上などを踏まえた清掃工場の集約化を図ることについて、都と市町村が共同で研究するための体制を構築すること。

6 廃棄物処理体制の再編成に係る財政支援

廃棄物処理施設の老朽化等に伴う施設更新においては、廃棄物処理体制（共同処理の推進等）の広域化・再編成への対応とともに、廃棄物処理が集約される地域の周辺住民への対応が必要となる。また、廃棄物処理施設の新たな社会的役割として、国の施策に沿った施設の強靱化・防災拠点化及び地域環境への配慮が求められる。

については、多摩地域の廃棄物処理体制の広域化・再編成に係る経費の軽減等が図られるよう、都において補助制度を設けるなど財政支援を行われたい。

| | | |
|------|--------------------------------|-----------|
| 要望事項 | 9 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等 | 要望先 環 境 局 |
|------|--------------------------------|-----------|

(要 旨)

国が制度を検討していた時点より、金属市況が悪化しており市況回復の要素も当面見当たらない。認定事業者への引渡しが逆有償になるような現状において、制度を維持・推進するためランニングコストに関する各市町村への補助制度を創設するとともに、国に対して必要な財政措置を行うよう要望されたい。

(説 明)

小型家電リサイクル法の施行から4年が経過し、回収や収集・リサイクルに取り組む市町村が増加する一方、本制度に対する課題も明らかになってきた。

現在、都が行っている「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」では、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費のみを補助対象としており、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストについては補助対象外となっている。

については、多摩地域の複数市町村にまたがる広域的なリサイクルシステムの構築、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストへの補助拡大等、更なる都の積極的関与を進めるとともに、都と市町村の連携の推進を図られたい。

さらに、近年の金属市況の悪化は深刻で、回復の兆しも見当たらない状況にある。その結果、認定事業者が有償で引き取っていた小型家電製品について、逆有償となる事態も想定される。

については、安定した制度の維持を図るため、逆有償となった場合の財政支援等、特段の措置を講じられたい。

一 般 要 望

| | | |
|------|------------------|-----------------------------|
| 要望事項 | 1 放射線及び放射性物質への対応 | 環 境 局 要望先 福祉保健局 産業労働局 |
|------|------------------|-----------------------------|

(要 旨)

放射性物質への対応として、市町村に対して大気中の放射線量の測定結果を正確かつ速やかに情報提供するとともに、適宜的確な助言を行い、必要に応じて対策等を講じられたい。

さらに、農水畜産物や食品に対する放射線量の測定及びその結果の公表を引き続き徹底するとともに、放射性物質に汚染された農水畜産物や食品、土壌等の測定・除染に対する財政支援などの対策を講じられたい。

(説 明)

福島第一原発の廃炉作業は長期化しており、放射線及び放射性物質に対する次の事項について、継続した対策を講じられたい。

1 都内の空間放射線量は安定しているが、住民の不安払拭のためには大気中の放射線量を複数地点で連続測定することが不可欠であることから、現在の測定方法を維持すること。

また、地域的バランスを考慮し、多摩北西地域においても、大気中の放射線量を正確に測定するための常時監視施設を増設すること。

2 現在、都で実施している水道水、降下物、土壌の分析を継続すること。また市町村ごとの実情に合わせ、技術支援及び財政支援を講じること。

3 除染により取り除かれた土砂や落ち葉等、放射性物質が含まれる物質の処理方法について、国とともに至急対策等を講じること。

4 腐葉土・剪定枝堆肥の生産については、現在、都内農家の一部が再開しているが、対象が限定されており、全面的な自粛解除には至っていない。農家以外の一般市民が自ら生産・施用する腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて、自粛解除に向けての取組を進めるとともに、その進捗状況に関する情報提供を適宜行うよう国に要請されたい。

| | | |
|------|--------------|-----------------------------|
| 要望事項 | 2 アスベスト対策の強化 | 都市整備局 要望先 環 境 局 福祉保健局 |
|------|--------------|-----------------------------|

(要 旨)

大気汚染防止法、建設リサイクル法、環境確保条例等により、建物への石綿使用状況の事前調査の義務付けなどアスベスト対策の強化が行われているが、まだ課題も多く、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するための更なる財政支援、情報提供及び技術支援を講じられたい。

また、国及び関係機関に対しても、必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

(説 明)

1 健康被害や解体に伴う調査に係る財政支援の充実

- (1) アスベストによる健康被害について、近隣住民、作業従事者等の被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者救済策の拡充等の措置を講じられたい。
- (2) 個人や中小企業、地方公共団体などが行う成形板等も対象としたアスベスト含有調査や、除去工事に係る経費について、建設リサイクル法に基づく届出先である都における助成制度の創設を図られたい。
- (3) 各市町村でもアスベスト大気調査が実施できるよう更なる財政支援を図られたい。また、アスベストの問題は都民の関心の高いことから、より細かい測定ができるよう、現在の多摩地域1か所（南多摩）に加え、2か所程度の定点測定場所（北多摩、西多摩）の増設も検討されたい。
- (4) 災害等により倒壊した建物におけるアスベスト含有建材使用の有無を迅速に判定することにより、周辺住民の安全確保及び不安解消を図るため、アスベスト簡易測定装置の購入に係る補助制度を創設されたい。

2 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用にあたっての情報提供・共有体制の強化

- (1) 法改正等により市町村の事務内容に変更が生じる場合には、一方的な通告としないように、十分な期間をもって協議されたい。
- (2) 法改正の施行状況に鑑み、アスベスト問題に総合的に対応できるよう、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る法的措置を、引き続き国に要請されたい。

3 アスベストの適正除去、処理等に係る技術支援の強化

- (1) 建築物解体時等において、飛散防止措置を取らないまま無届で行われる事例や

ずさんな工事事例が散見されることから、建物の解体にあたっては、大気汚染防止法をはじめとする関係法令に基づくアスベスト含有建築材の事前調査の実施や届出について、事業者への周知を徹底されたい。また、建設リサイクル法に基づきリサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石にアスベストが混入しないよう周知徹底を図るとともに、事前調査の実施に関しては実効性ある対策を講じられたい。

アスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋立て処分としているが、他の方法についても検討を国に働きかけられたい。

- (2) 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省）」では、災害時に発生したがれき等に含まれる廃アスベストの取扱いや、半壊・倒壊の建築物等の解体にかかる指導等は市町村が行うこととされている。

しかしながら、災害時の廃アスベストの発生量は予測が難しく、混乱する現場において解体等の届出の受付から審査、そして検査更に廃アスベストの収集・運搬、処分等の処理ルートについても市ごとに体制を構築することは困難を極め、マニュアルだけでは実際の災害時の対応は難しいと予想される。

については、災害時の大気測定体制、解体現場への立入りなど監視体制の強化や、特別管理産業廃棄物の広域的な一時保管体制等について、各市町村への支援とともに、都における広域的な体制を構築されたい。

- (3) 17年に特定行政庁で調査した1,000㎡以上の民間建築物を対象としたアスベストの使用状況の調査結果は、使用された建築物を事前に把握することができるだけでなく、災害時の廃アスベストの発生量を予測し、市町村の体制を検討するうえで極めて重要な情報であるため、市ごとに編集し該当する市へ提供されたい。

さらに、1,000㎡未満についても調査を行い、該当する市へ情報を提供されたい。

- (4) 大気汚染防止法の一部改正を受け、市区に立入検査権限が付与された。都においては引き続き立入検査により発覚した法違反への行政処分にあたっては、法の運用上の助言や国との連絡調整に関して、十分な支援策を講じられたい。

(要 旨)

ダイオキシン類対策の積極的な推進を図り、市町村への正確な情報の提供を行うとともに、全市町村への測定点を設置、又は、市町村が実施する環境調査等の経費についての補助制度の創設を行われたい。さらに、国に対し、ダイオキシン類発生抑制のために必要な措置を講じるよう要請されたい。

(説 明)

ダイオキシン類は、大気、水質、土壌、食物、母乳を通して健康に被害を与えるなど広範囲にわたる問題の原因となっている。国と都、市町村が連携した取組により、排出量の削減が実現したものの、引き続き住民の不安を解消するために、以下の措置を講じられたい。

- 1 ダイオキシン類の調査については、全市町村において測定ができるよう、都による調査地点の増設、又は市町村が実施する調査経費の支援を図られたい。
- 2 国に対し、次の措置を講じるよう要請されたい。
 - (1) 国の責任において、実態に即した総合的なダイオキシン類対策を実施すること。特に、農薬等の非焼却由来ダイオキシン類（CO-PCB）の削減対策について、廃棄物対策と併せ、事業者や製造者、市民への啓発や情報提供を強化し展開すること。
 - (2) 小規模な施設を含む廃棄物焼却施設における発生防止技術の確立、焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン類対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (3) ダイオキシン類に関する環境対策に必要な環境影響等の実態調査、ダイオキシン類の測定体制の整備等に対する財政措置を講じること。

| | | |
|------|-------------------------------|-------------------------|
| 要望事項 | 4 都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備及び維持管理の充実 | 都市整備局 要望先 環境局 建設局 |
|------|-------------------------------|-------------------------|

（要 旨）

都立公園及び緑地（緑道）等の拡充整備、未開設部分の早期開設を図るとともに、公園に文化・スポーツ施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

また、公園や緑地の整備、管理においても、緑の量のみならず、質を高めた空間として整備されたい。

（説 明）

平成 23 年 12 月に改定された「都市計画公園・緑地の整備方針」においては、都は都市計画公園・緑地の今後の役割とあり方を明らかにしており、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示している。また、「東京都長期ビジョン」及び「2020 年に向けた実行プラン」において、36 年度までに 170ha の都立公園を新たに開園することとしている。

これらの方針等に基づき、次の事項について引き続き推進を図られたい。

- 1 都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、狭山丘陵等の大規模近郊緑地の保全と更なる公有化を推進されたい。
- 2 都立公園内に、地域住民の要望を踏まえて、文化・スポーツ・レクリエーション施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

| | | |
|------|-------------|-------------------------|
| 要望事項 | 5 清流復活事業の推進 | 都市整備局 要望先 環境局 建設局 |
|------|-------------|-------------------------|

(要 旨)

生物との共存ができる環境の保全及びその回復に向け、清流の復活、水源林や河川堤外地の確保、憩いとやすらぎのある空間の整備等、水辺環境や水量の回復等の水循環再生に係る総合的施策を強力に推進されたい。

(説 明)

多摩川や浅川をはじめとする一級河川は、都市化の進展や下水道の普及に伴い、水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。このため田畑・丘陵地等の緑を保全して保水機能を高めるとともに、あわせて雨水を浸透させる施策を推進し、水循環を取り戻す必要がある。

- 1 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、地下水の涵養・総合治水の役割を持つ雨水を地下に浸透させる施策の推進、湧水源や水源地の公有化、清流の復活や水量の確保策等といった、水循環の形成に資する多面的な施策を推進されたい。また、都が管理する一級河川（残堀川、野川、仙川、空堀川、黒目川、南浅川等）について、同様の取組を、強力に推進されたい。
- 2 都民の貴重な水と緑の空間である河川整備にあたっては、自然環境と景観を保全・育成する「多自然川づくり」を進め、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物等が生息できるような生態系に配慮した改修整備を図られたい。
- 3 瀬切れの起こる都の管理河川のうち、野川、残堀川については、引き続き改善措置等を継続するとともに、その他の管理河川については原因調査等を行い、瀬切れを起こさない河床の改善、新たな水源の確保等の改善措置を講じられたい。

| | | |
|------|----------------|-------------------|
| 要望事項 | 6 玉川上水等環境整備の推進 | 環境局 建設局 水道局 |
|------|----------------|-------------------|

(要 旨)

玉川上水や野火止用水、千川上水、また熊川分水等の分水が有する貴重な環境を保全していくために、訪れる人々がこの土木遺構に親しむことができ、後世へと永遠に引き継いでいけるよう、沿線の環境整備を引き続き図られたい。

(説 明)

その歴史的価値の高さから、文化財保護法に基づく国の史跡に指定されている玉川上水は、都の条例に基づき歴史環境保全地域に指定されており、保存管理計画により基本的な保存管理及び史跡・名勝に関する整備活用方針が示されたのを受けて、整備活用計画では水路の保全、ヤマザクラ並木の復活など史跡を積極的に公開するための具体的な施策がまとめられている。

野火止用水も同様に歴史環境保全地域に指定されており、平成 15 年には文化庁の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において、埼玉県新座市を含む地域が重要地域に選択されるなど、用水路を原形のまま保全することを基本とし、隣接樹林地については明るい雑木林として保全されている。

千川上水や熊川分水等についても、宅地開発が進む流域において貴重な景観資源としての機能を果たしている。

については、下記の取組について推進されたい。

- 1 「史跡玉川上水整備活用計画」の対象区間で緑道が整備されていない箇所を整備を進めるとともに、計画の対象区間に含まれない上流部についても、緑道の整備を図られたい。
- 2 老朽化した桜の木等の樹木の植替え・剪定を実施するとともに、バリアフリー対応や周辺の市街化に対応した公園灯の設置、また、多くの要望が寄せられているトイレや休憩施設について更に整備を促進し、緑道の維持管理の充実・強化を図られたい。
- 3 散策路の整備にあたっては、周辺の道路事情等を考慮し、スムーズな散策ルートが形成されるよう検討されたい。また、上水及び用水と交差する都市計画道路等の整備においては、周辺環境との整合を十分に図られたい。
- 4 野火止用水においては、19 年の国有財産の譲受け以来、沿線市が管理を行っているが、法面の崩壊や樹木の高木化が進んでいる。広域的な文化的事業の観点か

ら、適切な保全についての支援を実施されたい。

| | | |
|------|----------------------|--------------------------|
| 要望事項 | 7 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等 | 都市整備局 要望先 水道局 下水道局 |
|------|----------------------|--------------------------|

(要 旨)

公共下水道事業に係る財政負担の軽減等を図るため、次の対策を講じられたい。

(説 明)

- 1 公共下水道建設事業の主要な財源は起債であり、その償還に伴う支払い利息の増加は、下水道財政の圧迫要因となっている。
 公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成 19 年度から 24 年度まで実施されてきたところであるが、制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 下水道ストックマネジメント計画に基づく公共下水道施設の維持管理に対する財政支援について、補助率の改定や対象要件の緩和など、更なる拡充、強化を講じられたい。
- 3 水道局に委託している下水道使用料徴収に係る経費については、市全体の経費を水道給水数及び下水道使用数での按分による負担割合とすると定められているが、本来の下水道料金の徴収に必要な経費のみの負担となるよう、規約改正を含め算定基準の見直しを図られたい。

| | | |
|------|--------------------|---------------------|
| 要望事項 | 8 ペット火葬場及びペット霊園の規制 | 要望先 都市整備局 環境局 |
|------|--------------------|---------------------|

(要 旨)

ペットブームによるペット火葬場及びペット霊園並びに移動式火葬車の急増に伴い、近隣住民との間でトラブルになるケースが増加している。ペット火葬場及びペット霊園の設置にあたっては、市への届出や周辺住民への説明を義務付ける条例等を制定している市があるなか、都においてもこれらの規制について、都市計画行政や環境行政、動物愛護行政を踏まえ、総合的に検討されたい。

(説 明)

平成 23 年度に都が実施した「東京都における犬及び猫の飼育実態調査」によると、飼育頭数は、犬で推定約 50 万頭以上、飼育猫で推定約 105 万頭程度とのことである。また、ペットを家族として扱うライフスタイルの変化に伴い、ペットの葬送にかかる需要が大きく増加しているにもかかわらず、ペットを対象とした火葬場及び霊園を規制する法律が存在しない現状がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）において、動物の死体は廃棄物とされているが、旧厚生省通知（昭和 52 年 8 月 3 日付け厚生省環計第 78 号）により「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃掃法上の廃棄物に該当しない。」としているため、ペット火葬場及びペット霊園の設置については廃掃法の規制外となる。また、動物の死体を火葬する焼却炉の殆どが小規模なものであるため都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）の指定作業場としての規制も受けず、仮に、指定作業場の届出に該当する規模であっても、ばい煙の規制基準は、廃棄物焼却炉として定められたものが対象となるため、届出の対象外となっている。

よって、ペット火葬場及び霊園の設置については、市民から強い反対の要望がある場合でも規制は困難であり、また、ペット火葬場から発生する「煙」や「におい」に対する訴えがあった場合でも悪臭防止法及び環境確保条例に基づき個別に対応するほかない。

さらには、事業所を設けず焼却炉を車に積んで火葬して回る移動式の火葬車については敷地境界などの概念がないため、ばい煙、悪臭を規制することが難しいうえ、移動するという性質上、一市では対応できない広域的な課題となっている。

そこで、これらに対応していくため、都として、ペット火葬場、ペット霊園、移動式火葬車に対する規制について、都市計画行政や環境行政、動物愛護行政を踏まえ、総合的に検討されたい。

| | | |
|------|-----------------------|-----------|
| 要望事項 | 9 生物多様性の保全推進に向けた取組の支援 | 要望先 環 境 局 |
|------|-----------------------|-----------|

(要 旨)

生物多様性の保全推進に向けた、生物の生息状況等の現状や課題の把握、希少種や既存の生態系の保全、外来種対策等の市町村が実施する取組について、支援の継続と拡充を図らりたい。

(説 明)

生物多様性の保全に向けた都の取組は、「東京都長期ビジョン」や「東京都環境基本計画」、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」、平成 28 年 12 月に策定された「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に位置付けられている。また、「生物多様性基本法」に基づいて 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012－2020」においても、重点施策として「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」が掲げられ、生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に即した取組が重要であるとしている。

生物多様性の保全は、都全体を対象とした取組と各地域の実情に応じた取組を組み合わせ、継続的に実施することによって実現に近づくものであり、特に地域における取組は、地域住民と一体となった長期的な展開によってこそ効果を発揮する。

生物多様性の保全に向け、都と各市町村が一体となって、より実効性ある取組とするため、以下の措置を講じらりたい。

1 地域戦略策定外の調査・施策に対する補助の拡大

「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」において、生物多様性地域戦略策定のための各調査・施策に対しての補助がなされているが、地域戦略策定の有無にかかわらず、現在、各市町村ともその地域に即した特色のある自然環境を保全するため、活発な保全活動を展開しており、こうした個別施策の積重ねや発展は、地域にとってより効果的な地域戦略策定の推進につながるものである。また、地域戦略を策定しても、策定後のフォローとして継続的な生物調査等は欠かせない。

ついでには、地域戦略策定に限定することなく、生物調査や保全活動、フィールドワークなどによる住民の意識啓発等の取組等、各市町村が地域に即した生物多様性保全を推進する取組も補助対象とされたい。

2 外来生物防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン等による農作物や生活環境への被害が都内全域で発生しており、アライグマやハクビシンに関して、28年度には約200件を超える相談が都庁に寄せられているほか、市町村にも数多く寄せられている。

については、獣害防除を効果的に進めるための措置、並びに自治体が独自に防除を行った際の補助制度である外来種・移入種の積極的防除事業の補助率の引上げ及び原則として最長3年間となっている補助期間の延長の措置を講じられたい。

また、外来生物対策に係る情報提供の継続及び専門的な知識を有する人材の派遣や必要となる物品の貸出し等を行うほか、市が行う緊急駆除はもとより、調査費用等を補助対象とするなど、より一層の支援を図られたい。

3 地域戦略策定に対する補助の拡大

市町村の地域戦略策定に対する都の補助については、26年度より「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」の補助対象メニューの1つとして実施されているが、地域戦略策定には多額の費用を要することから、各市の財政状況が厳しいなかでは、戦略策定の意向を持ちながら、なかなか実行できない市も少なくない。

については、緊急促進補助制度の創設など、市町村が地域の実情に即した地域戦略の策定が促進されるよう一層の財政支援の充実を図られたい。

| | | |
|------|---|-----------|
| 要望事項 | 10 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実 | 要望先 環 境 局 |
|------|---|-----------|

(要 旨)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく規制基準の遵守のために行う設備投資等の措置に対して、中小企業を対象とする支援制度を構築されたい。

また、環境確保条例の統一的な運用を行うため、情報の共有に資する照会システムを構築するとともに、各市からの疑義に応じられるよう、支援の充実強化を図られたい。

(説 明)

1 中小企業支援の充実

騒音、振動、悪臭等の発生源である工場等において、環境確保条例に基づく規制基準の遵守のために必要な設備投資や汚染物質除去等の公害防止措置を講じるとは、中小企業にとって経済的負担が大きく、根本的な解決に至らない実情がある。

については、規制基準の遵守を推進するため、安価な簡易調査方法の導入の検討も含め、中小企業の経済的な負担を軽減する新たな制度の導入が急務と考えることから、中小企業を対象とする補助、融資及び税制面等の支援制度を構築されたい。

また、事業者に対する対策アドバイザー派遣制度の対象をVOC、土壤汚染に加え、騒音、振動、悪臭等、様々な公害・環境対策にも拡大するなど、支援の充実を図られたい。

2 環境確保条例の運用に関する支援の充実

平成13年4月に施行された環境確保条例は、内容が広範囲にわたるうえ、各市において詳細な対応が求められているものの、工場認可や指定作業場の届出、土壤汚染対策、焼却行為者への罰則の手順等について、条例、規則及びマニュアルに明記されていない点も多く、相談や指導の際、解釈に疑義が生じる場面がある。

そこで、環境確保条例の適用に係る情報を各市へ速やかに周知するとともに、疑義を集約し、解釈を示すなどの対応を行う都の職員体制の整備や事例に基づく運用・解釈マニュアルの作成・配布、都及び市の職員による事例研究の実施等、各市における環境確保条例の適正運用のための支援体制の充実強化を図られたい。

3 化学物質の管理体制の構築

環境確保条例に基づき、都は「化学物質適正管理指針」を定め公表しており、市

町村は都と連携して化学物質の適正管理に努めている。また、同条例により、年間100 kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所には、適正管理化学物質の使用量報告と化学物質管理方法書の作成が義務づけられている。

通常時、災害時を問わず、適正管理化学物質等が、工場・指定作業場から放出又は流失した際には、迅速な市民への周知等も含め、都と市の連携が不可欠である。

については、市との連絡体制や協力支援体制の構築、対応マニュアルの作成等を早急に検討されたい。

また、環境確保条例の対象とならない、年間100 kg未満の化学物質を使用している事業所への指導、啓発についても検討されたい。

| | | |
|------|-------------------------------|---------------------------|
| 要望事項 | 11 農作業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化 | 要望先 環 境 局 産 業 労 働 局 |
|------|-------------------------------|---------------------------|

(要 旨)

農薬使用者のうち、農作業者以外の一般家庭における農薬使用に対して、安全かつ適正に使用できるよう、都において検査、助言・指導をされたい。

(説 明)

近年、近隣の家庭における除草剤等の農薬の使用によって健康被害を受けているといった住民からの訴えが、市に対して、頻繁に寄せられている。

一方、都では、農薬使用に関する指導のうち、一般家庭における農薬使用（農作業における使用を除く農薬の使用）の指導についての都民からの相談を、そのまま市に転送する事例も見られる。

都は、「都内の市区町村においても、都と同様の取組が行われるよう周知に努めている。」としているが、農薬の使用等については農薬取締法に規定があり、農薬の安全かつ適正な使用の確保等に関する助言、指導その他の援助は都道府県知事等の事務とされていることから、相談を受けた市では、農薬取締法に定められた基準の遵守義務等について説明するにとどまっている。

については、一般家庭における農薬使用者に対して都の担当部署を明確にして、都民からの相談窓口を設置し、検査、助言、指導を早急を実施されたい。

| | | |
|------|---|---------------------------|
| 要望事項 | 12 土地取引に係る土壌汚染の重要事項に関する 問合せへの窓口対応の統一 | 要望先 環 境 局 都 市 整 備 局 |
|------|---|---------------------------|

(要 旨)

不動産関連業者による、取引する不動産について土壌汚染の恐れがないかどうか調べるための、宅地建物取引業法の重要事項に関する問合せに対し、都内全自治体が統一した対応を行えるよう調整されたい。

(説 明)

平成13年度以降、不動産取引の重要事項説明に土壌汚染関連情報を含むことが定められたため、現在各市では、土壌汚染対策法の区域指定や、東京都環境確保条例に定める工場・指定作業場の届出情報などに関する不動産関連業者からの問合せに対応している。

現在、その対応について、特に根拠となる基準がないことから、市によって違いが生じており、業者からの苦情の原因となっている。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 ガイドラインの作成

宅地建物取引業法による土地取引の際の重要事項説明のうち土壌汚染等の届出情報に関する問い合わせ対応は、区部も含めた各自治体により差が生じている。情報収集を目的として来庁した不動産関連業者の身分確認の是非や、当該住居表示周辺の情報について提供することの是非及びその範囲が特に課題となっている。

窓口等での苦情を防ぎ、問合せ対応の円滑化を図るため、都内全域統一の取扱いに関するガイドラインを作成されたい。

2 不動産関連業者への周知の徹底

土壌汚染に関する知識が乏しい業者や、問合せの目的も述べて強引に情報を要求する業者等への対応に苦慮しているため、業界団体に対し、都が作成したガイドラインを提供するなど、周知徹底を図られたい。

| | | |
|------|----------------------------|-----------|
| 要望事項 | 13 傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応 | 要望先 環 境 局 |
|------|----------------------------|-----------|

(要 旨)

鳥獣行政は、本来、都の業務であり、広域的対応と専門性が必要となる。近年、市街地でも多くの中型哺乳類が確認されており、その中には、感染症に罹患したものもいる。さらに、鳥インフルエンザが世界的に流行しており、都内でも高病原性の鳥インフルエンザが発生した。

野生鳥獣の捕獲や死骸の処理等の対応は、施設管理者の責務ではあるが、一般の市民が疥癬に感染した動物を安全に捕獲することや、鳥類の死骸が高病原性インフルエンザの可能性があるかないかの判断を適切に行うのは困難である。

傷病鳥獣や鳥インフルエンザに対する現場対応について、都が各自治体に支援体制の構築を求めるのであれば、人員の安全確保、必要機材の確保・提供、財政支援など、必要な措置を講じられたい。

(説 明)

鳥獣行政は都が行い、実際の対応は施設や土地の管理者の責務となる。一般の市民が適切な対応をとるのは困難であり、都の現場対応も十分とは言えない。都が現場対応の体制を整備することが第一であるが、地元自治体との協力も必要となっている。

「高病原性鳥インフルエンザ等発生時における東京都及び区市町村の対応指針」において、市区町村との連携として、対策本部の設置や都の防疫対策等への協力、周辺住民への対応等、発生・周辺農場への支援が示されている。

特に、環境保全を担当する主管課では、野鳥を対象に、死骸から種類を特定し、回収を行ったうえで、必要な場合は都へ検体を引き渡している。

しかしながら、都の鳥獣保護管理員のような専門的知識を持つ職員がいないため、種類の特定に時間がかかり、衛生面に関しては、死骸の取扱いにより高病原性インフルエンザ以外の人獣共通感染症の感染も心配される。

今後、地球温暖化等の影響により、新たな感染症の発生等が懸念されるなか、指針に基づく対応が増加することが予想されるため、種類の特定における鳥獣保護管理員との協力体制なども含め、対応に必要な体制や財政支援、更に衛生確保に必要な研修等の措置を講じられたい。